

## 231 自店備付けの記名国債証券印鑑票の取扱

### ①受入

- 記名国債証券印鑑票の送付を受けたときは、次のことを確かめ、自店備付けの印鑑票として受入れる。

印鑑票などの例示参照

\* 印鑑票の受入れには、次のようなときがある。

- ① 交付取扱店（新規発行の証券を記名者に交付した日本銀行本店・支店・代理店）から送付されたとき
- ② 支払場所の変更により旧支払場所から手続済のものを送付されたとき
- ③ 証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求に伴い業務局へ送付していた印鑑票について、同局から手続済のものを送付されたとき

\* 送付を受けた印鑑票が印鑑票（見本証券添付分）である場合において、上記①から③に掲げるとき（ただし、③のときは、支払場所変更請求と同時の各種請求・届出によるものときのみ）は、当該印鑑票と一緒に見本証券（印鑑票毎配付分）の送付も受ける。このとき、当該印鑑票と同枚数の見本証券（印鑑票毎配付分）の送付を受けていることをあわせて確認する。

⇒ 支払場所変更・滅紛失届・汚染き損証券引換・421・423・424参照

\* 記名者が未成年者・成年被後見人・被保佐人・被補助人・任意後見契約の委任者のときの印鑑票

未成年者は元利金の受領などの行為ができないので、その行為は親権者または未成年後見人が行うこととなる。この場合の印鑑票には、「何某（記名者の氏名）親権者何某（または未成年後見人何某）」のように記名者の法定代理人である旨を表示し、その法定代理人の印が押されている。

成年被後見人、被保佐人（保佐人に元利金受領などの代理権が付与されているときに限る。）、被補助人（補助人に元利金受領などの代理権が付与されているときに限る。）または任意後見契約の委任者（任意後見監督人が選任されており、かつ、任意後見人に元利金受領などの代理権が付与されているときに限る。）は、元利金の受領などの行為ができないので、その行為は成年後見人、保佐人、補助人または任意後見人が行うこととなる。この場合の印鑑票には、「何某（記名者の氏名）成年後見人何某（または保佐人何某・補助人何某・任意後見人何某）」のように記名者の代理人である旨を表示し、その代理人の印が押されている。

被保佐人、被補助人（補助人に元利金受領などの同意権が付与されているときに限る。）は、単独で元利金の受領などの行為ができないので、その行為には保佐人または補助人の同意が必要となる。この場合の印鑑票には、記名者および保佐人または補助人双方の住所・氏名が記載・押印されている。

以下未成年者の法定代理人、成年後見人、保佐人および補助人ならびに任意後見人を総称して「法定代理人等」という。

\* 記名者が死亡し、相続財産管理人が選任されているときの印鑑票

- 特別給付金等を受ける権利を有する者が特別給付金等の請求を行う前に死亡し、その者の相続財産管理人が選任された場合には、相続財産管理人がその者に代わって特別給付金等の請求を行い記名国債証券の交付を受けることができる。この場合の印鑑票には、その相続財産管理人の住所・資格（何某（記名者の氏名）相続財産管理人）・氏名・印鑑が表示されている。
- 特別給付金等を受ける権利の裁定を受けた後に記名者が死亡し、記名者の相続人が明らかでないときは、相続財産管理人が選任されることがある。この場合の印鑑票には、記名者の住所・氏名・印鑑が表示され、次行にその相続財産管理人の住所・資格（何某（記名者の氏名）相続財産管理人）・氏名・印鑑が表示されている。

\* 記名者が死亡し、相続財産の破産管財人が選任されているときの印鑑票

- 特別給付金等を受ける権利を有する者が特別給付金等の請求を行う前に死亡し、その者の相続財産について破産手続開始決定がなされ、破産管財人が選任された場合には、相続財産の破産管財人がその者に代わって特別給付金等の請求を行い記名国債証券の交付を受けることができる。この場合の印鑑票には、その相続財産の破産管財人の住所・資格（何某（記名者の氏名）相続財産破産管財人）・氏名・印鑑が表示されている。

● 印鑑票の元利金（または償還金）支払場所欄に自店の店名が記載されているか

● 交付取扱店から送付を受けた印鑑票には、「証券の交付年月日等」が記載されているか

旧支払場所から送付を受けた印鑑票には、「支払場所変更年月日」が記載されているか

これらの記載がもれているときは、送付元へ照会し、これらを自店で記載する。

⇒ 418・417参照・「証券の交付年月日等」・「支払場所変更年月日」の記載方法

● 記名国債証券印鑑票送付書などに記載の国債名称・枚数と一致しているか

\* 印鑑票（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票毎配付分）の送付を受けたときは、記名国債証券印鑑票送付書に代えて国債証券類送付書の送付を受ける。

⇒ 415参照・取扱機関相互間の印鑑票送付方法

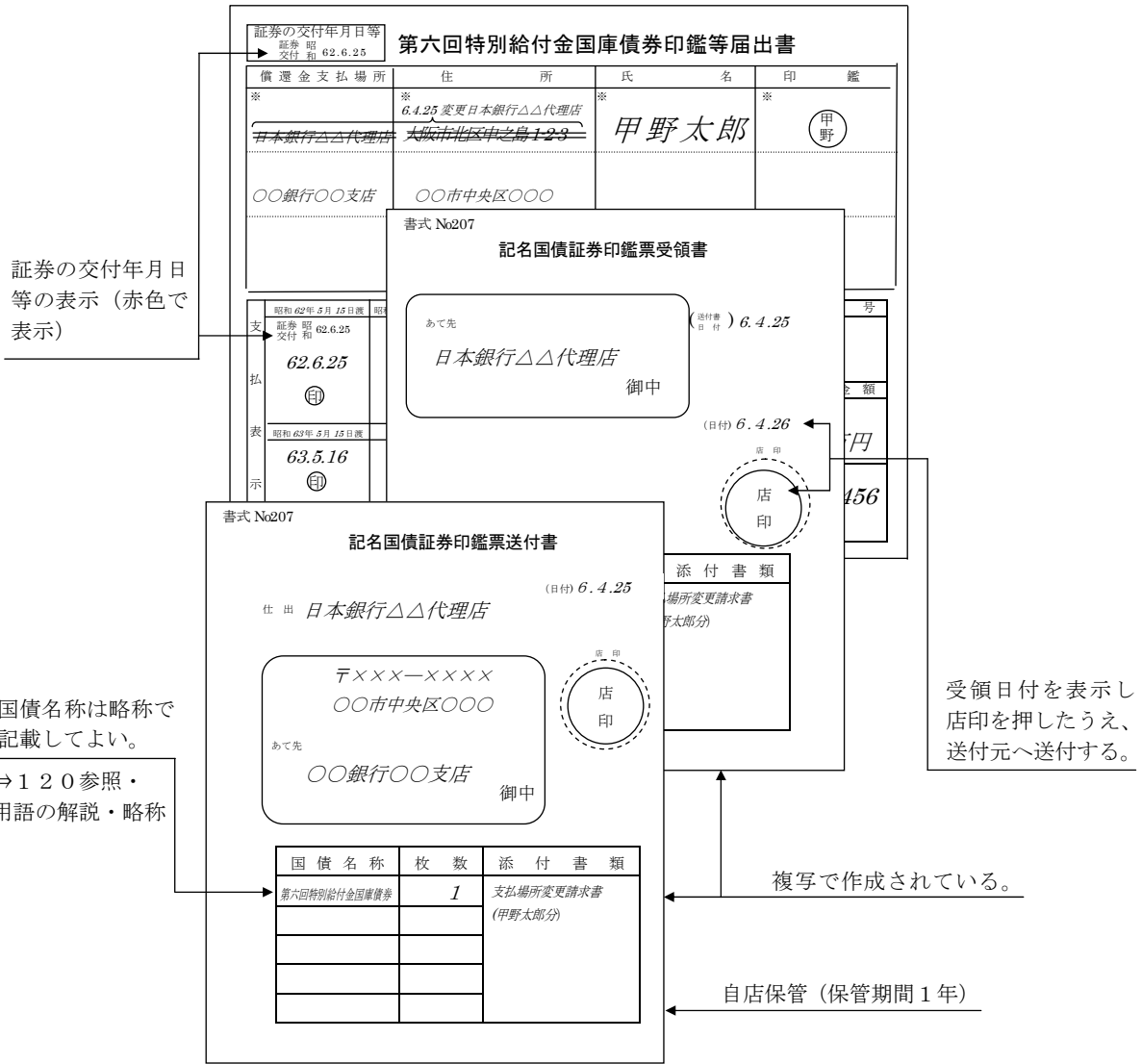
○ 記名国債証券印鑑票受領書に受領日付を表示し店印を  
押したうえ、速やかに印鑑票の送付元へ送付する。

\* 印鑑票（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票毎配付分）  
の送付を受けたときは、記名国債証券印鑑票受領書に代えて国債証  
券類受領書に受領日付を表示し店印を押したうえ、速やかに当該印  
鑑票および当該見本証券の送付元へ送付する。

⇒ 取扱機関相互間の見本証券（印鑑票毎配付分）の送付は、  
4 1 1 参照

印鑑票などの例示

支払場所の変更により旧支払場所から手続済の印鑑票を送付されたとき



## ②整理保管

- 受入れた印鑑票は、ファイルするか袋類に納めるなど散逸しないよう整理し、適宜の方法により現在枚数を明らかにして保管する。

\* 受入れた印鑑票が印鑑票（見本証券添付分）であるときは、他の国債名称の印鑑票または見本証券を納めるファイルまたは袋類とは別のファイルまたは袋類において、各印鑑票（見本証券添付分）と一緒に各見本証券（印鑑票毎配付分）を納めるなどして両者が散逸したり他の国債名称のものと混同することのないよう整理する。このとき、当該印鑑票の現在枚数のほか、同印鑑票と一緒に保管する見本証券（印鑑票毎配付分）の現在枚数も適宜の方法により明らかにして保管し、次の点に留意する。

- ① 印鑑票（見本証券添付分）と一緒に送付を受けた見本証券（印鑑票毎配付分）の受払については、見本国債証券類保管目録への記載を要しないこと。
- ② 証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求のときなど印鑑票（見本証券添付分）のみを業務局へ送付していた場合において同局から当該印鑑票の返戻を受けたときは、同印鑑票を、同局へ送付する前に一緒に保管していた見本証券（印鑑票毎配付分）を納めているファイルまたは袋類に収容し、改めて当該見本証券と一緒に保管すること。

- 保管にあたっては、錠のかかるロッカーなどに保管する。

## ③汚染き損・滅紛失

- 印鑑票を汚染き損し使用不能となったとき、または滅紛失したときは、その更新または再製手続きを行う。

⇒ 印鑑票の更新と再製・428参照

\* 受入れた印鑑票（見本証券添付分）と一緒に保管している見本証券（印鑑票毎配付分）を汚染き損し使用不能となったとき、または滅紛失したときは、速やかに統轄店へ連絡し、その指示により取扱う。

## ④払出

- 元利金の支払が完了した印鑑票は、自店備付けの印鑑票から抜き出し、支払完了分として他のものと区別して整理保管する。

\* 元利金の支払が完了し上記により別整理する印鑑票が印鑑票（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票と一緒に保管していた見本証券（印鑑票毎配付分）についても同印鑑票と一緒に整理して保管する。

- 上記印鑑票は、支払済証券類等と一緒に、自行庫で定めた方法により、即日支払取まとめ店へ送付する。

\* 上記により支払取まとめ店へ送付する印鑑票が印鑑票（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票と一緒に保管していた見本証券（印鑑票毎配付分）についても、同印鑑票等を支払取まとめ店へ送付する際に一緒に送付する。

○ 支払場所変更・汚染き損証券引換の請求、証券・利賦札滅紛失の届出、他店からの印鑑票取戻通知などにより送付する印鑑票は、それぞれ現在枚数から払出す。

\* 上記により払出す印鑑票が印鑑票（見本証券添付分）であるときは、次のとおり取扱う。

- ① 支払場所変更（他の各種請求・届出と同時のものを含む。）のときまたは他店からの当該印鑑票および見本証券（印鑑票毎配付分）の取戻通知書の送付を受けたときは、同印鑑票と一緒に保管している当該見本証券についても、それぞれ現在枚数から払出したうえ、同印鑑票と一緒に送付する。
- ② 汚染き損証券引換の請求または証券・利賦札滅紛失の届出のとき、または印鑑票のみの取戻通知を受けたときは、当該印鑑票と一緒に保管している見本証券（印鑑票毎配付分）については、当該印鑑票の送付先、送付事由および送付日付を記載した付せんを貼付し、そのまま保管する。

⇒ 支払場所変更・421、滅紛失届・423、汚染き損証券引換・424、印鑑票取戻通知・416、印鑑票（見本証券添付分）および見本証券（印鑑票毎配付分）の取戻通知書・416の2参照